

令和3年度以降の登録更新講習会における受講資格について

令和2年9月17日

一般社団法人日本補償コンサルタント協会
補償コンサルタントCPD運営委員会

補償コンサルタント業務の受注・遂行において重要な資格である補償業務管理士の者は、その責務から、特に継続教育を心掛ける必要があります。

そのため、平成28年度に更新した補償業務管理士の者から、令和3年度以降の補償業務管理士の5年ごとの更新に当たっては、登録更新講習の申込時点において、その前回の更新時からの累計で最低80ポイントのCPDポイントを取得していることが登録更新講習の受講資格となります。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い令和2年4月以降、当協会の支部、都県部会等における集合形式の研修が相次いで中止になり、CPDポイントを取得する機会が激減しています。

このような状況に鑑み、令和3年度から7年度までの登録更新講習受講に必要なCPDポイントは、80ポイントを50ポイントに緩和することとします。

なお、この緩和措置は、今後のCPDポイントの取得機会の状況等により見直しすることもあることを申し添えます。